

平成31年度国民健康保険税

一みなさんの保険税が国民健康保険を支えていますー

国民健康保険は、自営業の方々などが対象で、いずれの健康保険にも加入していないすべての人が加入しなければならぬ保険です。

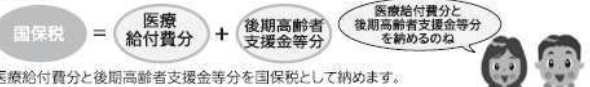
国民健康保険税は、加入者のみなさんが病気やケガをしたときに安心して医療をうけるための貴重な財源です。

また、40歳以上の方は、みんさん介護保険に加入し、国民健康保険に加入する40歳～64歳の方は、国民健康保険税（医療分と支援金分）に介護保険分を合わせて納めていただきます。

● 国保税（国民健康保険税）の内訳

国保税の内訳は、年齢によって異なります。

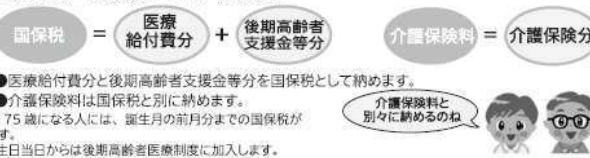
40歳未満の人



40歳～64歳の人ー介護保険“2号”被保険者



65歳～74歳の人ー介護保険“1号”被保険者



★指定コンビニエンスストアで納付ができます。（詳しくは、納税通知書裏面をご覧ください）

特別徴収（年金からの差し引き）による納付

次のすべてに該当する方は、年金から徴収（年金差し引き）されます

- ・世帯主が国民健康保険に加入していること
- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳から74歳であること
- ・特別徴収の対象となる公的年金等の年額が18万円以上であること
- ・国保税と介護保険料の合算額が、特別徴収の対象となる公的年金等の受給額の1/2を超えないこと

★来年度も引き続き年金から特別徴収となる場合は、2月分と同額を4・6・8月の年金から差し引きます。

★年金から特別徴収される世帯でも、申請により口座振替で納めることができる場合があります。

ポイント 世帯主が、4月～翌3月までの間に75歳になられる年度は、特別徴収（年金差し引き）から、普通徴収（口座振替又は納付書での納付）へ移行します。

● 税額の決め方

国保税の税額はどうやって計算するの？

次の4つの項目をもとに算定して一世帯ごとの国保税を決めています。世帯内に介護保険2号被保険者がいる場合は、介護分を合わせて計算します。

4つの項目	区分税率（額）			備 考
	医療分	支援金分	介護分	
①所得割	8.6%	2.6%	2.3%	世帯内の加入者一人ずつについて計算します。前年中の所得から基礎控除33万円を除いた額に税率をかけます。
②資産割	0.0% ※(8.0%)	0.0% ※(2.0%)	0.0% ※(1.5%)	世帯内の加入者が所有する土地及び家屋の当該年度固定資産額に税率をかけます。
③均等割	26,500円	7,500円	9,000円	世帯内の加入者数に応じて計算します。
④平等割	27,000円	7,400円	6,000円	一世帯につきいくらと計算します。
限度額	年間 610,000円 (580,000円)	年間 190,000円	年間 160,000円	一世帯の最高限度額は、 合計96万円です。 (93万円)

※（ ）内は平成30年度分、その上段が平成31年度とし、改定理由は下記のとおり。

◆国民健康保険の財政運営について、これまで市単位で運営していましたが、平成30年度から県で一本化されました。それに伴い、②資産割の税率を段階的に廃止しています。資産割は平成29年度、平成30年度に1/3ずつを減額しており、平成31年度より資産割は廃止となりました。

医療分	項目	計算式	結果
医療分	①所得割	加入者全員の所得 × 8.6%	<input type="text"/> 円
	②資産割	固定資産税額 × 0.0%	0 円
	③均等割	26,500円 × <input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円
	④平等割		27,000 円
国民健康保険税（医療分）			<input type="text"/> 円…(A)

支援金分	項目	計算式	結果
支援金分	①所得割	加入者全員の所得 × 2.6%	<input type="text"/> 円
	②資産割	固定資産税額 × 0.0%	0 円
	③均等割	7,500円 × <input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円
	④平等割		7,400 円
国民健康保険税（支援金分）			<input type="text"/> 円…(B)

介護分	項目	計算式	結果
介護分	①所得割	加入者全員の所得 × 2.3%	<input type="text"/> 円
	②資産割	固定資産税額 × 0.0%	0 円
	③均等割	9,000円 × <input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円
	④平等割		6,000 円
国民健康保険税（介護分）			<input type="text"/> 円…(C)

(A) + (B) + (C) の合計が1年間の国民健康保険税です。 円

● 税の軽減（後期高齢者医療制度の創設に伴うもの）

後期高齢者医療制度の創設に伴って、75歳以上（一定の障害があると認定された方は65歳）の方が国保から後期高齢者医療制度に移行した場合は、同じ世帯に属する国保の保険料が急に増えることがなく、移行前と同程度となるように、以下の軽減措置がとられます。（*ただし、世帯主が変更になった場合やその世帯の世帯員でなくなった場合、軽減の対象からははずれます。）

◆国保税の軽減判定を行う場合の措置

後期高齢者への移行により国保の被保険者が減少しても、恒久的に、移行前と同様の軽減を受けることができるように、国保税の軽減判定の際に、移行した後期高齢者（特定同一世帯所属者）の所得および人数も含めて計算し判定を行います。

◆平等割で賦課される国保税の軽減

国保世帯から後期高齢者制度へ移行することにより、国保の被保険者が一人の世帯となる場合は、医療分と支援金分にかかる平等割額を最初の5年間は1/2を減額し、その後3年間は1/4を減額します。（*異動により1人の世帯でなくなった場合は、該当しなくなります。）

職場の健康保険加入者本人が75歳到達により後期高齢者医療に移行し、その被扶養者であった方が国保に加入する場合は、以下の軽減措置がとられます。

◆被扶養者だった方の国保税の軽減

健康保険加入者の被扶養者から国保被保険者となった65～74歳の方（旧被扶養者）は、2年間保険料が軽減されます。（*所得割は免除されます。均等割は半額とします。また、旧被扶養者であった方のみの世帯は、平等割も半額とします。）

● 税の軽減（一般世帯）

基準より所得の少ない世帯には、軽減制度があります。なお、軽減判定は4月1日現在を基準とし、世帯主（国保加入者でない世帯主も含む）及び国民健康保険の加入者全員（特定同一世帯所属者を含む）が申告を済ませていることが条件です。

【7割軽減世帯】世帯の合計所得金額が33万円以下の世帯

	医療分	支援金分	介護分
均等割軽減額	18,550円	5,250円	6,300円
平等割軽減額	18,900円	5,180円	4,200円

【5割軽減世帯】世帯の合計所得金額が33万円 + (28万円 (※27.5万円) × 国保被保険者と世帯に属する特定同一世帯所属者を合わせた人数)

	医療分	支援金分	介護分
均等割軽減額	13,250円	3,750円	4,500円
平等割軽減額	13,500円	3,700円	3,000円

【2割軽減世帯】世帯の合計所得金額が33万円 + (51万円 (※50万円) × 国保被保険者と世帯に属する特定同一世帯所属者を合わせた人数)

	医療分	支援金分	介護分
均等割軽減額	5,300円	1,500円	1,800円
平等割軽減額	5,400円	1,480円	1,200円

* 土地等を持った譲渡所得がある場合は特別控除前、営業や農業等の事業所得がある場合は、専従者控除前の金額で判定します。

* 65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円控除した金額で判定します。

※ () 内は平成30年度基準額です。

● 税の軽減（非自発的失業者）

※65歳未満

平成22年度から、要件を満たす非自発的失業者の

- ①国保税は、失業時からその翌年度までの間、前年所得の【給与所得】を30%として算定します。
- ②高額療養費などの所得区分判定も、前年所得を軽減して算定します。

対象者
(非自発的失業者)

●雇用保険の特定受給資格者

(例：倒産、解雇など事業主の都合により離職した人) 離職理由番号 11,12,21,22,31,32

●雇用保険の特定理由離職者

(例：雇用期間満了などにより離職した人) 離職理由番号 23,33,34

★軽減を受けるには、申請が必要です。(詳しくは問い合わせ先へ)

● 減免制度について

天災、生活困窮、病気・負傷、その他の特別な事情によりどうしても保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料の全部又は一部の免除が受けられる場合があります。

国保税の減免は生活状況・資産状況等の個々の実情に基づき、分納や納期限を延長しても国保税の納付が困難と認められる場合に適用される制度です。詳しくは問い合わせ先へお尋ね下さい。

● 加入・脱退した場合

納め方は？

国保税は、他の市町村から転入してきた時や職場の健康保険をやめた時など、国保の資格を得た月から納めます。手続きが遅れてしまっても、国民健康保険の資格を得た月までさかのぼって納めます。

その場合の計算はどうなるの？

国保税は、年度ごとに定められているので、年度途中で国民健康保険に加入・脱退した時は月割りで計算した分を納めます。

★社会保険等に加入された場合は、国保の喪失届の提出が必要です。詳しくは問い合わせ先へお尋ね下さい。

● 保険料は必ず納期限内に納めましょう

みなさんの納める国民健康保険料は、国民健康保険や介護保険を運営していくための大切な財源です。

国民健康保険は相互扶助の制度です。国保税を滞納するとみんなが・あなたが困ります！

平成31年度の納期は次のとおりです。

【普通徴収】

第1期	令和元年	7月
第2期	令和元年	8月
第3期	令和元年	9月
第4期	令和元年	10月
第5期	令和元年	11月
第6期	令和元年	12月
第7期	令和2年	1月
第8期	令和2年	2月

【特別徴収】

通常の納期と異なり年金からの差し引きとなりま
すので、
4月・6月・8月・10月・
12月・2月
の年金から差し引かれる
こととなります。

特別の事情がないのに国保税を納めないでいると、有効期限が短い保険証や一旦、医療費の全額（10割）を支払っていただく「資格証明書」を交付します。そのほか、保険給付の一部又は全部の差し止めを行います。

やむを得ない事情で納税が困難な場合は、早めに相談しましょう。

お問い合わせ先

○雲仙市 市民生活部 税務課 国保市民税班
TEL: 0957-38-3111